

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 制度の見直しについて ～

■均等割の軽減割合が見直されました

保険料均等割の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円）※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減
33万円+（28万5千円×世帯の被保険者数）	5割軽減
33万円+（52万円×世帯の被保険者数）	2割軽減

【令和3年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）	7割軽減
43万円+（28万5千円×世帯の被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数-1）	5割軽減
43万円+（52万円×世帯の被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数-1）	2割軽減

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

■保険料の計算方法（令和3年度）

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 52,048円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和2年中の所得-最大43万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)
---	---	--	---	---

- ※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※ 所得とは、前年の「加入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
- ※ 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

お問い合わせ先

福島町役場福祉課国民健康保険係
【住所】〒049-1392
松前郡福島町字福島820番地
【電話】0139-47-4682

北海道後期高齢者医療広域連合
【住所】〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
【電話】011-290-5601